

令和7年度 第1回奈良県道路メンテナンス会議

日時：令和7年10月10日（金）
14時00分～

議 事 次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

- (1) 規約について . . . 資料1
- (2) 3巡目（1年目）の点検結果【速報値】 . . . 資料2
- (3) 3巡目の点検計画・点検実績 . . . 資料3
- (4) III判定施設の修繕状況【速報値】 . . . 資料4
- (5) IV判定施設の対応状況（橋梁） . . . 資料5
- (6) 奈良県道路メンテナンス会議
 - ・ 令和6年度 活動報告 . . . 資料6
 - ・ 令和7年度 活動計画 . . . 資料7

4. 閉会

令和7年度 第1回 奈良県道路メンテナンス会議

令和7年10月10日

「奈良県道路メンテナンス会議」規約

(名称)

第1条 本連絡協議会は、「奈良県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となっていることに鑑み、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、道路インフラの機能を適切に維持し道路交通の安全・安心を確保するため、奈良県内の各道路管理者が、道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携を深めることを目的とする。

(対象施設)

第3条 対象施設は、本会議を構成する団体が管理する奈良県内の道路とする。

(業務)

第4条 本会議は、その目的を達成するため、対象施設の点検、維持修繕計画の策定、修繕工事の実施について情報共有、相互の支援、補完、協力に関する協議・調整を行う。

(構成)

第5条 本会議は、別表－1に掲げる者をもって構成する。

(会長、副会長)

第6条 会長は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長がこれにあたる。
2 副会長は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課長がこれにあたる。
3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(協議会)

第7条 会議の開催は、必要に応じ会長が招集する。構成員は、本務のためやむを得ない場合は代理人を出席させることができる。
2 会議の議長は、会長が務める。
3 会長が必要と認めた場合は、会長が指名する者を参加させることができる。
4 会議における議決は、出席者の多数決によることを原則とする。

(書面評決)

第8条 本会議において議決が必要な場合、会長の判断により、会議を開催せず書面評決により議決することができる。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、会議に幹事会を置く。
2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(道路鉄道連絡会議)

第10条 鉄道を跨ぐ全ての道路橋等の適切な定期点検及び修繕工事（耐震補強工事を含む）を計画的かつ効率的に進められるよう、会議に道路鉄道連絡会議を置く。
2 道路鉄道連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(跨道橋連絡会議)

第11条 道路を跨ぐ全ての道路橋等の適切な定期点検及び修繕を計画的かつ効率的に進められるよう、会議に跨道橋連絡会議を置く。
2 跨道橋連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(地下占用物連絡会議)

第12条 道路内の地下占用物等の適切な定期点検・調査の計画・結果について共有し、道路陥没を防ぐ取組みを計画的に進められるよう、会議に地下占用物連絡会議を置く。

2 地下占用物連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 本会議の事務局は、近畿地方整備局奈良国道事務所管理第二課及び奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課に置き、運営にあたって互いに協力するものとする。

(雑則)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会議の運営に必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成26年 4月 1日から適用する。
この規約は、平成26年 6月18日から適用する。
この規約は、平成28年 2月 3日から適用する。
この規約は、平成29年 2月 9日から適用する。
この規約は、平成29年 7月19日から適用する。
この規約は、平成30年 7月27日から適用する。
この規約は、平成31年 4月 1日から適用する。
この規約は、令和 2年 4月 1日から適用する。
この規約は、令和 3年 4月 1日から適用する。
この規約は、令和 4年 4月 1日から適用する。
この規約は、令和 5年 4月 1日から適用する。
この規約は、令和 6年 4月 1日から適用する。
この規約は、令和 7年10月10日から適用する。

別表－１
奈良県道路メンテナンス会議

構成員

団体名	構成員	備考
国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所	奈良国道事務所長	会長
奈良県県土マネジメント部	道路マネジメント課長	副会長
奈良市	建設部長	
大和高田市	環境建設部長	
大和郡山市	都市建設部長	
天理市	建設部長	
橿原市	都市マネジメント部長	
桜井市	都市建設部長	
五條市	都市整備部長	
御所市	産業建設部長	
生駒市	建設部長	
香芝市	都市創造部長	
葛城市	都市整備部長	
宇陀市	建設部長	
山添村	農林建設課長	
平群町	事業部長	
三郷町	環境整備部長	
斑鳩町	都市建設部長	
安堵町	事業部長	
川西町	まちマネジメント課長	
三宅町	公共インフラ整備推進部長	
田原本町	産業建設部長	
曽爾村	地域建設課長	
御杖村	産業建設課長	
高取町	事業課長	
明日香村	地域づくり課長	
上牧町	都市環境部長	
王寺町	未来都市創造部 理事	
広陵町	都市整備部長	
河合町	まちづくり推進部長	
吉野町	暮らし環境整備課 参事	
大淀町	建設環境部長	
下市町	建設課長	
黒滝村	林業建設課長	
天川村	産業建設課長	
野迫川村	建設課長	
十津川村	建設課長	
下北山村	農林建設課長	
上北山村	建設課長	
川上村	林業建設課長	
東吉野村	地域振興課長	
西日本高速道路株式会社関西支社	大阪高速道路事務所 副所長	
西日本高速道路株式会社関西支社	阪奈高速道路事務所 副所長	

オブザーバー

国土交通省近畿地方整備局	道路部 道路保全企画官	
国土交通省近畿地方整備局	道路部 道路構造保全官	
国土交通省近畿地方整備局	道路部 地域道路課長	
国土交通省近畿地方整備局	近畿道路メンテナンスセンター長	

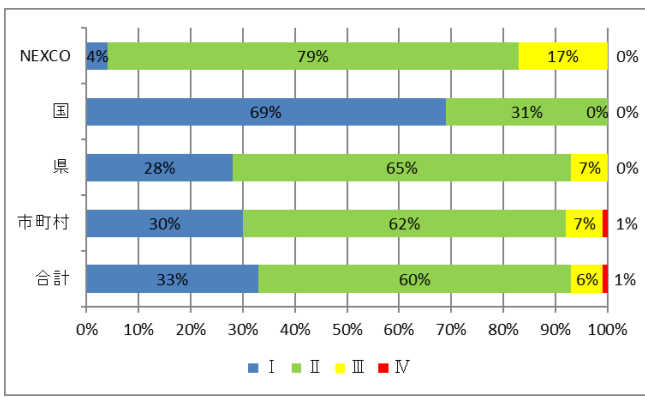
事務局

国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所	管理第二課	
奈良県県土マネジメント部	道路マネジメント課	

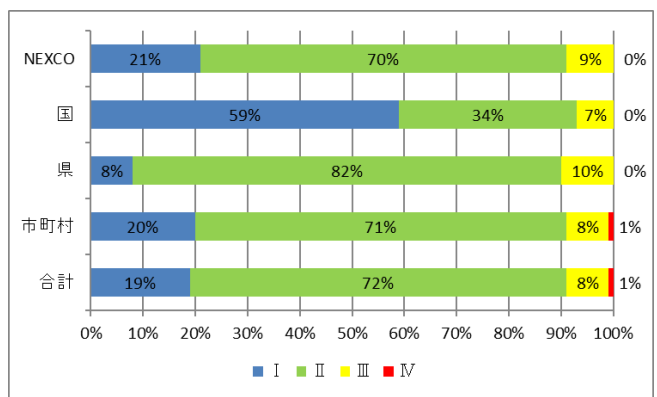
○ 3巡目(R6)については、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)は1橋(1%)、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は115橋(6%)、判定区分Ⅱ(長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は1,048橋(60%)

管理者	全施設数	3巡目(R6)点検結果					2巡目(R1～R5)点検結果				1巡目(H26～H30)点検結果			
		点検済数	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
NEXCO	126	24	1	19	4	0	26	89	12	0	9	95	13	0
国	544	167	115	52	0	0	321	186	37	0	262	159	37	0
県	2,356	642	180	420	42	0	183	1,930	235	0	251	1,866	223	0
市町村	6,970	901	274	557	69	1	1,375	4,961	592	14	1,911	4,318	724	26
合計	9,996	1,734	570	1,048	115	1	1,905	7,166	876	14	2,433	6,438	997	26

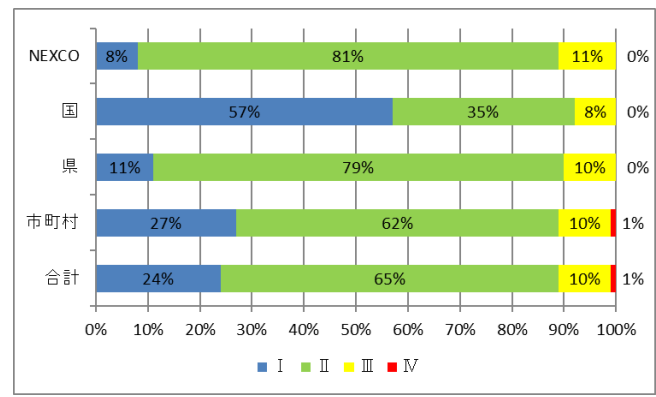
■ 3巡目(R6)点検の判定区分



■ 2巡目(R1～R5)点検の判定区分



■ 1巡目(H26～H30)の判定区分



※%の合計は四捨五入の関係から100%にならない場合があります

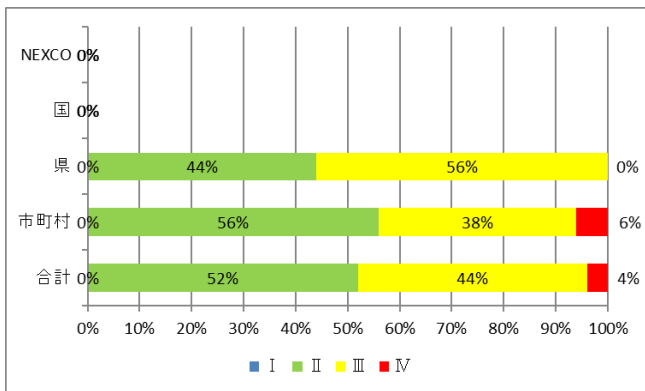
[トンネル] 3巡目(1年目)の点検結果(速報値)

資料2

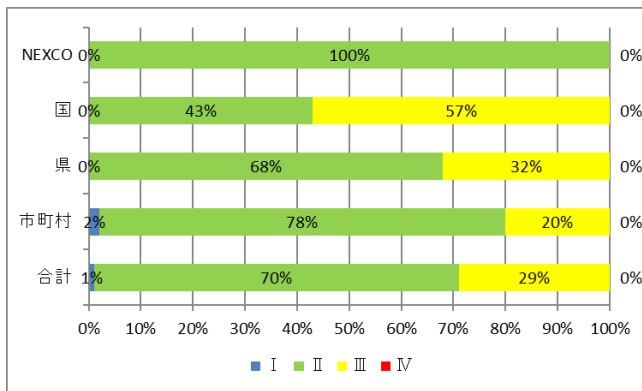
○ 3巡目(R6)については、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)は1本(4%)、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は11本(44%)、判定区分Ⅱ(長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は13本(52%)

管理者	全施設数	3巡目(R6)点検結果					2巡目(R1～R5)点検結果				1巡目(H26～H30)点検結果			
		点検済数	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
NEXCO	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	2	7	0
国	7	0	0	0	0	0	0	3	4	0	1	6	0	0
県	137	9	0	4	5	0	0	93	43	0	0	91	41	1
市町村	41	16	0	9	6	1	1	32	8	0	0	28	12	0
合計	189	25	0	13	11	1	1	132	55	0	1	127	60	1

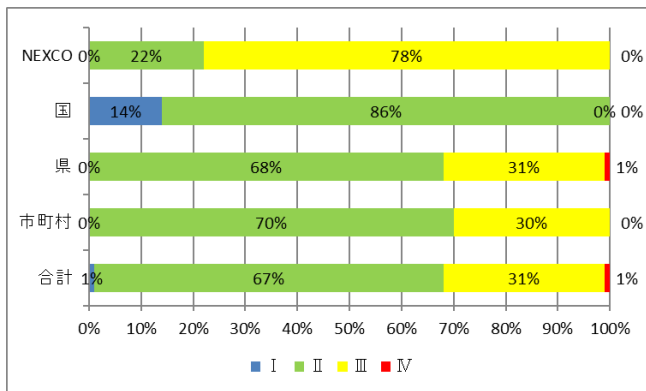
■ 3巡目(R6)点検の判定区分



■ 2巡目(R1～R5)点検の判定区分



■ 1巡目(H26～H30)の判定区分



※ %の合計は四捨五入の関係から100%にならない場合があります
 ※ 全国道路施設点検データベースより

[その他大型構造物] 3巡目(1年目)点検結果(速報値)

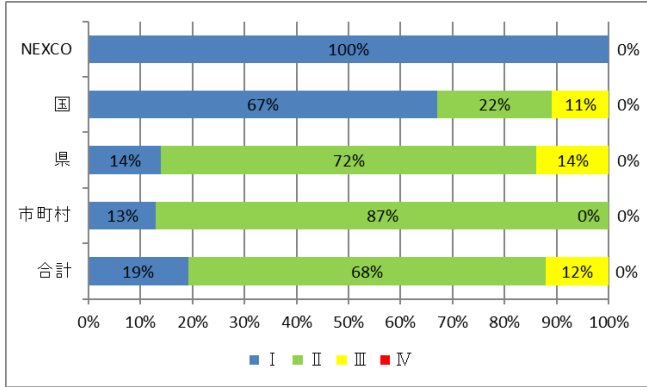
資料2

※その他大型構造物 …… 横断歩道橋、門型標識、大型カルバート、シェッド

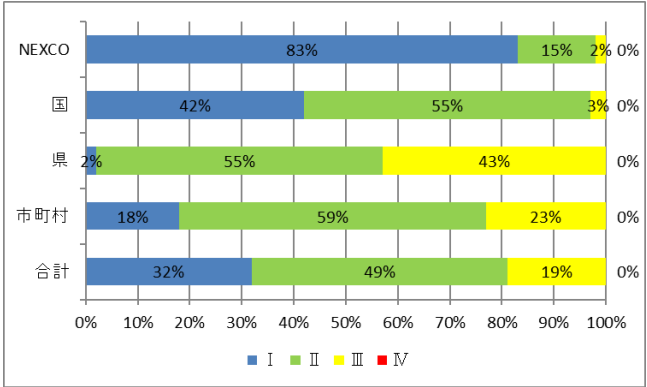
○ 3巡目(R6)については、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)は該当なく、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は18基(12%)、判定区分Ⅱ(長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は99基(68%)

管理者	全施設数	3巡目(R6)点検結果					2巡目(R1～R5)点検結果				1巡目(H26～H30)点検結果			
		点検済数	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
NEXCO	59	4	4	0	0	0	50	9	1	0	33	11	1	0
国	127	9	6	2	1	0	53	70	4	0	61	52	7	0
県	122	117	16	84	17	0	3	65	51	0	12	71	38	0
市町村	61	15	2	13	0	0	11	36	14	0	5	33	14	0
合計	369	145	28	99	18	0	117	180	70	0	111	167	60	0

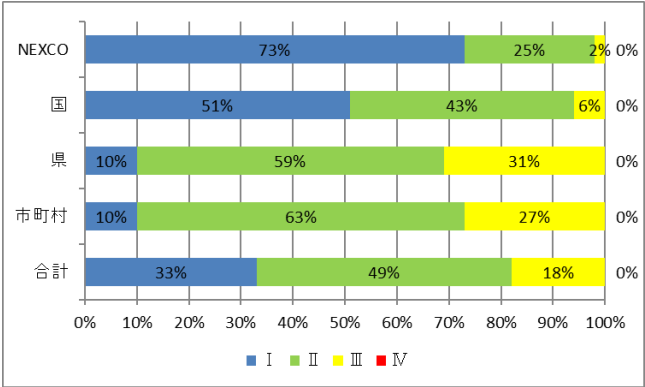
■ 3巡目(R6)点検の判定区分



■ 2巡目(R1～R5)点検の判定区分



■ 1巡目(H26～H30)の判定区分

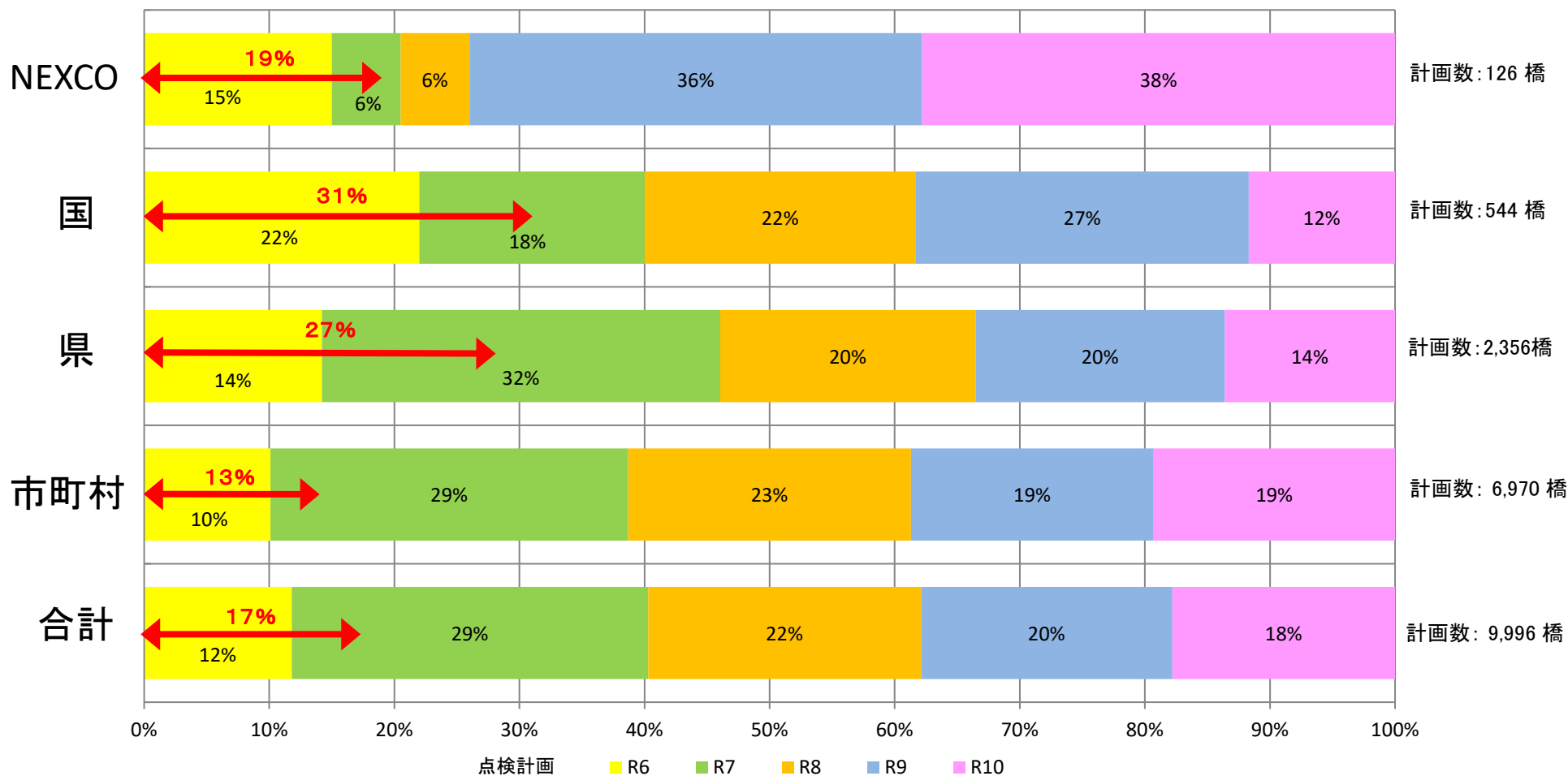


※ %の合計は四捨五入の関係から100%にならない場合があります
※ 全国道路施設点検データベースより

[橋梁] 3巡目の点検計画・点検実績

資料3

橋 梁

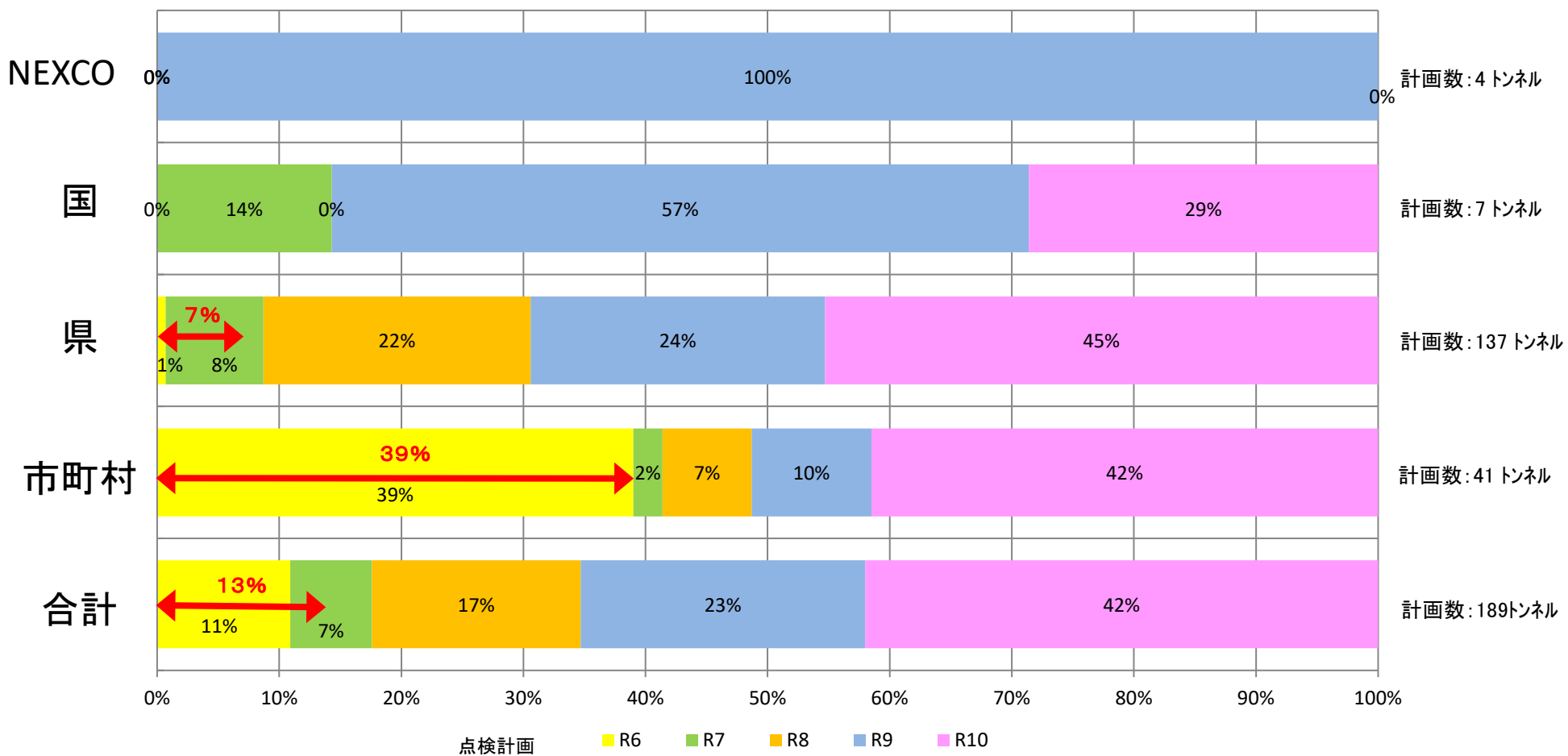


※ 点検計画の%は、2巡目(R1～R5)の点検年度の点検数を参考にしたもので、実際の計画数と異なる場合があります。
 ※ %は端数処理のため合計が100%にならない場合があります。
 ※ 計画数はR6年度末時点の施設数です。

[トンネル] 3巡目の点検計画・点検実績

資料3

トンネル

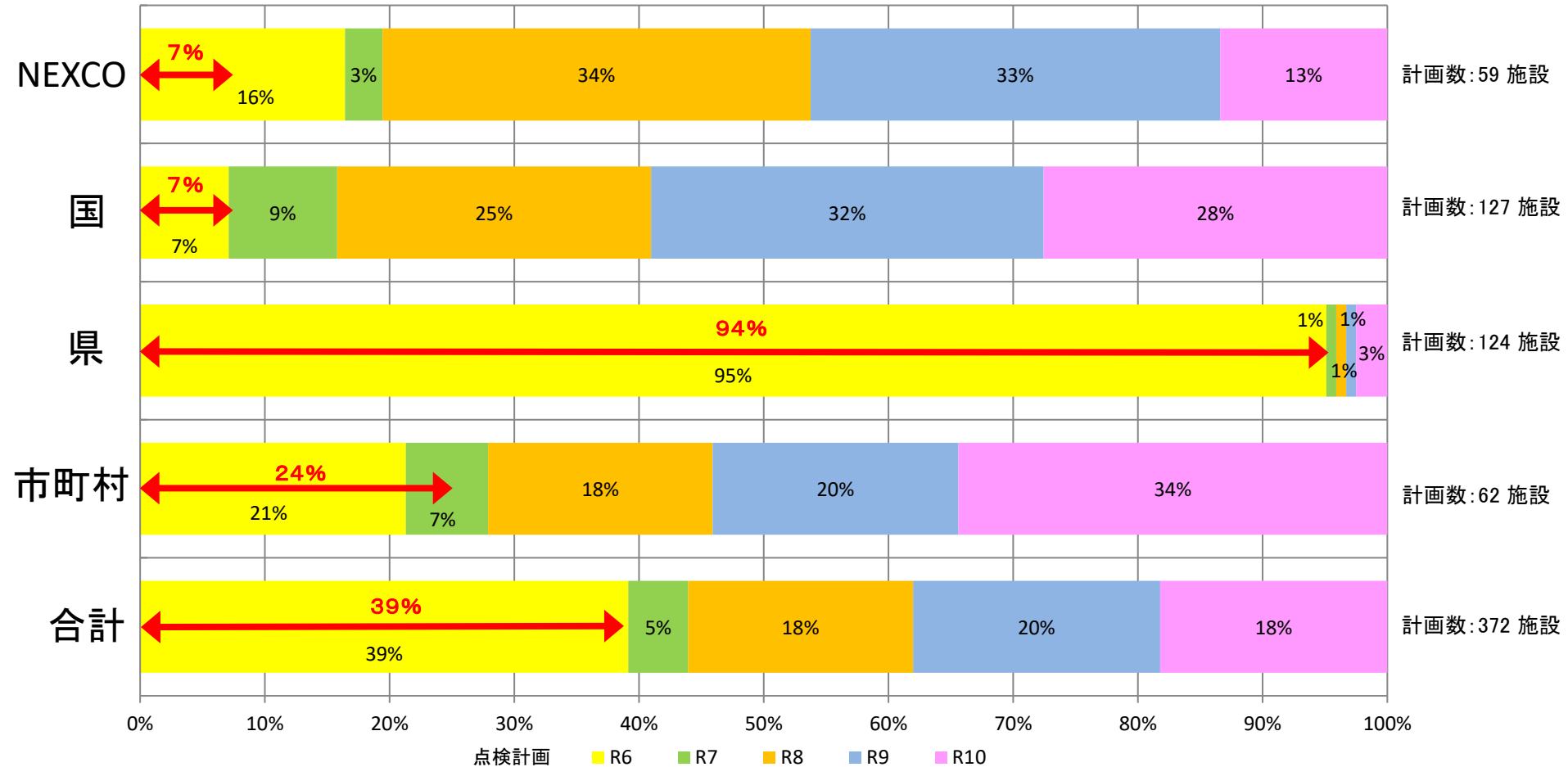


点検実績 ← R6 →

※ 点検計画の%は、2巡目(R1～R5)の点検年度の点検数を参考にしたもので、実際の計画数と異なる場合があります。
※ %は端数処理のため合計が100%にならない場合があります。
※ 計画数はR6年度末時点の施設数です。

その他の大型構造物

大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等、シェッド



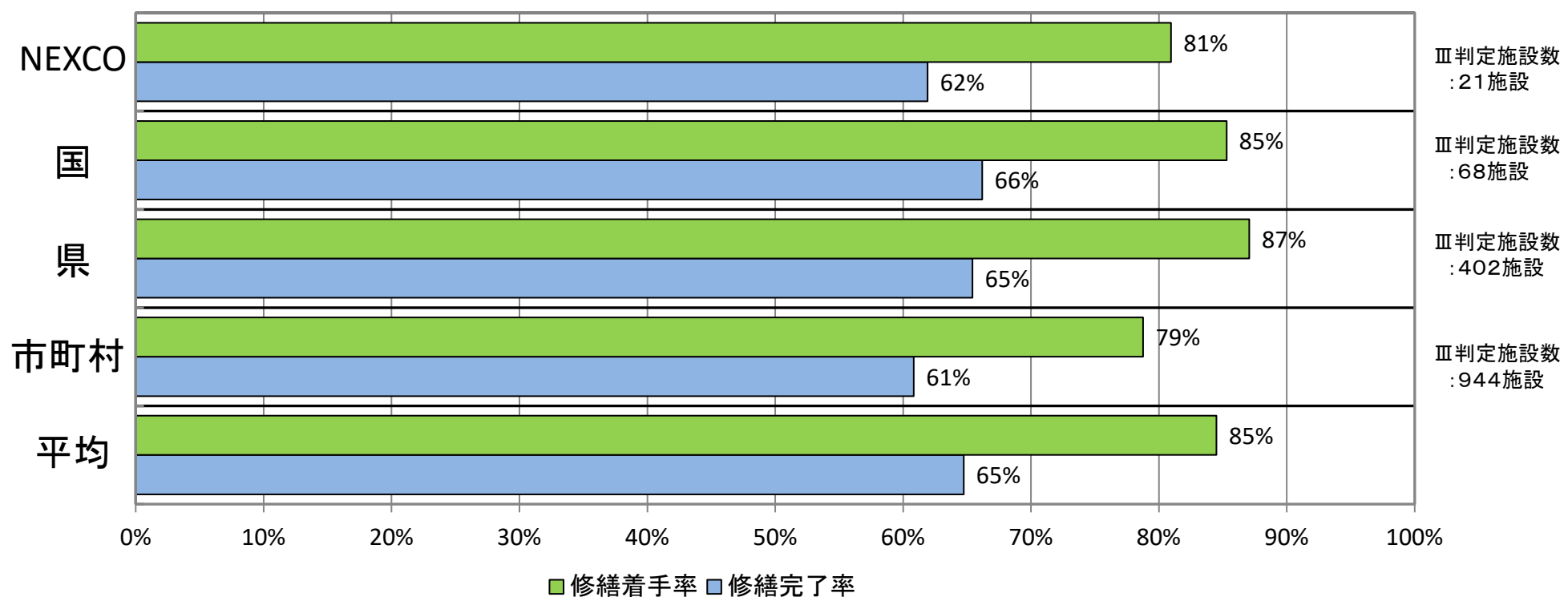
点検実績 ◀▶ R6

※ 点検計画の%は、2巡目(R1～R5)の点検年度の点検数を参考にしたもので、実際の計画数と異なる場合があります。
※ %は端数処理のため合計が100%にならない場合があります。
※ 計画数はR6年度末時点の施設数です。

メンテナンスのセカンドステージの着実な実施に向け、修繕(判定区分Ⅲ)の実施状況

○修繕着手率・修繕完了率

判定区分Ⅲの修繕 (H26～R6)



※修繕状況の数値はR7.3末時点の調査で3巡目も含むが、1巡目・2巡目との重複はありません

Ⅳ判定施設の対応状況(橋梁)

- 令和6年度の点検の結果、新たにⅣ判定と診断された橋梁は該当なし
- 令和6年度まで(11ヵ年)の点検の結果、県内で32橋がⅣ判定
- Ⅳ判定のうち、15橋は交通開放済、2橋は撤去済、3橋は路線廃止、12橋は通行止め中
- 通行止め12橋のうち、「修繕予定」が4橋、「撤去予定」が1橋、「路線廃止予定」が0橋、残る7橋は「方針検討中」

市町村名	Ⅳ判定 橋梁数	修繕により 交通開放済	撤去済	路線廃止	通行止め中	修繕予定	撤去予定	路線廃止予定	方針検討中
十津川村	12	4		2	6	2	1		3
宇陀市	5	2			3	1			2
奈良市	3	2			1	1			
五條市	3	2			1				1
御所市	1		1		0				
香芝市	1	1			0				
山添村	1	1			0				
平群町	1				1				1
三郷町	1			1	0				
田原本町	1	1			0				
御杖村	1	1			0				
広陵町	1	1			0				
黒滝村	1		1		0				
計	32橋	15橋	2橋	3橋	12橋	4橋	1橋	橋	7橋

(通行止め中12橋の内訳)

管理者別では、十津川村が6橋、宇陀市が3橋、奈良市・五條市・平群町が各1橋

※予算状況等による今後変わりうる

IV判定の橋梁については、緊急措置（通行止め）や応急対策を実施。（R7. 3. 31時点）

※予算状況等による今後変わりうる

管理者名	No.	橋梁名	点検実施 年度 (Ⅳ)	点検の所見等	対応済			通行止め中				課題等
								対応状況やその後の方針				
					修繕済 年度	撤去済 年度	路線廃止 年度	修繕予定 年度	撤去予定 年度	路線廃止 予定年度	方針 検討中	
奈良市	①	無名橋351	H30→R5	主桁に孔食を伴う腐食、横桁に腐食による破断が見られる。緊急に措置を行う必要がある。				R7				R7修繕
奈良市	②	無名橋355	H30→R5	主桁に抜け落ちが見られる。緊急に措置を行う必要がある。	R6							
奈良市	③	無名橋361	H30→R5	主桁に落橋、下部構造に崩壊が見られる。緊急に措置を行う必要がある。	R5							
五條市	①	下田橋	R1→R6	R1の所見：下部工に変状、ひびわれが見られるため緊急の対策が必要（現在、通行止め措置済み） R6の所見：A2橋台胸壁の移動について、豪雨や地震によりより地盤沈下したと推定される							○	地元協議により方針を検討中
五條市	②	垣内橋	H27	H27点検の所見：A2橋台に、せん断ひびわれが確認される。 R1点検の所見：床版に遊離石灰が見られる R6点検の所見：A1側の主桁、A1橋台移動が見られる。これにより主桁の移動が生じている。	H30							R1点検(Ⅱ)→R6点検(Ⅲ)
五條市	③	三国橋	H27	H27点検の所見：広範囲にわたり主桁に剥離、鉄筋露出（減肉）が見られる。 R1点検の所見：床版に遊離石灰が見られる R6点検の所見：道路橋の機能に支障が生じていない。	H29							R1点検(Ⅱ)→R6点検(Ⅰ)
御所市	①	無名橋245	R3	木橋の主要部材が損傷しているが、山間部の急峻な箇所に位置しており、現在、地形の変状により橋梁が不要な状態である。（廃止をすることが可能）		R3						
香芝市	①	無名橋21	H28	橋台が崩壊し落橋の危険性があるため、緊急に措置を講ずべき状態である。（応急修繕済み）	H28							R3点検(Ⅱ)
宇陀市	①	奥ノ谷3号橋	H30	桁に用いている丸太材が腐朽により折れており、緊急の対策が必要（現在、通行止めの措置済み）				R8以降			○	周辺住民や関係機関等との調整に時間がかかる また措置の優先順位、集約撤去等計画策定に時間を要す
宇陀市	②	イタ橋	H30	床版の木材が朽ちて一部抜け落ちており、緊急に措置を講じる必要がある（現在、通行止めの措置済み）				R7				R7修繕（R8点検予定）
宇陀市	③	藤田橋	H30	床版の腐朽によって橋面の一部に穴が開いており緊急の措置が必要。（現在、通行止めの措置済み）	R6							(R7点検予定)
宇陀市	④	カマクラ橋	H30	主桁の破損、及び下部工の洗掘があり緊急に対策を要する。（現在、通行止めの措置済み）				R8以降			○	周辺住民や関係機関等との調整に時間がかかる また措置の優先順位、集約撤去等計画策定に時間を要す
宇陀市	⑤	オクタニ橋	H30	主桁に木材の抜け落ち、下部工に変状が見られるため緊急に補修等の措置が必要である。（現在、通行止めの措置済み）	R3							R5点検(Ⅰ)
山添村	①	無名橋	R2	H28点検：主桁の木材が腐食しているため、時期をみて補修が必要である。 R2主桁に脱落が見られる。橋台（護岸）の洗掘の影響を受けており、橋梁構造の安全性の観点から、緊急に措置を講ずべき状態である。	R4							
平群町	①	樺原1号橋	H28→R2	主桁の補修済箇所にうき（再劣化）が見られ、状況により補修が必要。				R11以降			○	地元協議により方針を検討中
三郷町	①	信竜橋	H28	床版 軽微な剥離・鉄筋露出 橋台部 石積の崩壊			R1					

IV判定の橋梁については、緊急措置(通行止め)や応急対策を実施。(R7. 3. 31時点)

※予算状況等による今後変わりうる

管理者名	No.	橋梁名	点検実施 年度 (Ⅳ)	点検の所見等	対応済		通行止め中				課題等		
							対応状況やその後の方針						
					修繕済 年度	撤去済 年度	路線廃止 年度	修繕予定 年度	撤去予定 年度	路線廃止 予定年度		方針 検討中	
田原本町	①	秦庄 10号線 1号橋	R2	H27点検の所見:主桁に腐食。床版(DP)に腐食。橋台に漏水跡あり。支承部ボルトにさび、ゆるみあり。路面に鉄筋露出、われ、うきあり。 R2点検の所見:床版に欠損(重ね継手の不良)があり、大型車荷重に対し危険性がある。また、主桁に減肉を伴う腐食。橋台にひびわれ。支承のボルトに腐食、ゆるみ。	R3							R8点検予定	
御杖村	①	畑井小橋	H30	下部工が傾倒し上部工が浮いている状態である。安全性の低下が著しく、即時に何らかの安全措置を行う必要がある状態である。	R1								R5点検(Ⅱ)
広陵町	①	屋敷下橋	H27	石桁に破断が見られる。落橋する恐れがある為、早急に架け替え等の措置をとる必要がある。	R2								R2点検(Ⅰ)
黒滝村	①	大黒橋	R3	主桁や横桁に著しい腐食による広範囲の孔食が見られる。橋梁構造の安全性の観点から緊急対応の必要がある。		R5							
十津川村	①	旧川津大橋	H27→R2	アンカー一部の亀裂は緊急措置、主索、吊索、耐風索は腐食対策が必要					R12以降				
十津川村	②	中井傍示橋	H28	木床版の腐朽・欠損が顕著にみられる			R2						
十津川村	③	宇無川橋	H28	耐風索機能不良、アンカーブロック欠損			R2						
十津川村	④	猿飼橋	H27→R2	A1側の支承に変形亀裂、主塔変形	R6								
十津川村	⑤	滝之穴橋	H27	橋面は全体的に著しく腐朽し、吊索の一部が破断。	H28								R2点検(Ⅲ)
十津川村	⑥	池穴橋	H27→R2	主索の断線、緩みが見られ、木床版は全体的に腐朽している。				R8以降					修繕予定だが、主索の取替が必要なため、多額の費用がかかる
十津川村	⑦	中原橋	H27→R2	損傷が著しく本格的な補修が必要								○	廃止も含めて、今後の方針を検討中
十津川村	⑧	大野出合橋	H27→R2	主索の断線								○	令和4年度、計画策定業務を行ったが、結果や費用、地元協議により方針を検討中
十津川村	⑨	湯之原橋	H27→R2	腐食対策が望ましい				R10以降					修繕予定だが、主索の取替が必要なため、多額の費用がかかる
十津川村	⑩	和平橋	H27	主索、耐風索の腐食が進んでおり、主索には断線が見られる。	H28								R2点検(Ⅱ)
十津川村	⑪	大櫓曾橋	H27→R2	主索の固定部の木が腐食している断線している								○	令和4年度、計画策定業務を行ったが、結果や費用、地元協議により方針を検討中
十津川村	⑫	田戸橋	H27	主索、耐風索定着部に腐食、断線	R1								R2点検(Ⅰ)

R6	道路メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議	跨道橋連絡会議	支援研修など
4月				
5月	5/24 近畿管内道路メンテナンス会議			
6月				
7月				
8月				
9月				
10月	10/2 R6 第1回奈良県道路メンテナンス会議			
11月				
12月				12/9 新技術デモ(奈良市:居伝高架橋)
1月				
2月		2/17 道路鉄道連絡会議		
3月				

R7	道路メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議	跨道橋連絡会議	地下占用物連絡会議	支援研修など
4月				4/30 R7 第1回地下占用物連絡会議	
5月	5/23 近畿管内道路メンテナンス会議				
6月					
7月					
8月				8/6 R7 第2回地下占用物連絡会議	
9月					
10月	10/10 R7 第1回奈良県道路メンテナンス会議	10/31 道路鉄道連絡会議			
11月					
12月			跨道橋連絡会議 (時期未定)		研修会 (適宜開催)
1月					
2月					
3月					